

## 関係人口創出型利用促進助成事業（こばえちゃ割）助成金交付要綱

### （趣旨）

第1条 庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）は、庄内空港を発着する指定の航空便を利用し、関係人口の創出、移住定住等の検討、県外に在住する就職活動者、婚活事業等への参加者及び農業等就業者に対して航空運賃の一部を支援することにより、移住定住及び空港利用の促進を図る。

この要綱に定めるところにより、庄内空港の利用振興に寄与するために必要な経費について、予算の範囲内で助成を行う。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）関係人口創出事業等 国、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町ほか民間企業等が行う関係人口創出の機会を提供するセミナーやイベント等をいう。民間企業等が行うセミナーやイベント等については、国または自治体との共催、若しくは協賛・後援・助成等を受けて実施するもの。
- （2）移住定住 移住検討やお試し移住等のため、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町の移住相談窓口などに来県相談等することをいう。
- （3）就職活動等 企業等説明会、採用試験、面接及びインターンシップ等に参加することをいう。
- （4）婚活事業等 山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町ほか民間企業等が行う結婚を望む満18歳以上の独身男女に出会いの機会を提供するイベント等をいう。  
民間企業等が行うイベント等については、自治体との共催、若しくは協賛・後援・助成等を受けて実施するもの。または紹介を受けたものを対象とする。
- （5）農業等就業者 山形県外に居住する者が、担い手不足解消のため、一定期間臨時的に農業等に就業することをいう。
- （6）県内企業等 山形県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業・行政機関をいう。
- （7）インターンシップ 県内企業等において、実習・研修等の就業体験を実施することをいう。

### （助成対象者）

第3条 助成金の対象は、庄内空港発着の航空便を利用する次の者とする。

- （1）航空機利用に関し、年齢要件による割引を適用していない者
- （2）県外に在住する者

(3) 各助成分野において公的機関等への相談や事業に参加し、実施日等当該内容について記載した資料（別表）を提出可能な者

(助成対象期間)

第4条 助成金の交付対象期間は、庄内空港利用振興協議会の現年度事業計画等各案が総会での承認を得ることを前提としたうえ、現年度の4月1日から翌年3月15日までとする。

2 協議会は、予算の執行状況等により、助成対象期間内であっても助成を打ち切ることができる。

3 協議会は、指定便が欠航した場合には助成の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、第3条に規定する補助対象一人当たり次の額とする。100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 片道利用 5,000円

(2) 往復利用 10,000円

2 他の自治体等が行う交通費助成事業との併用は認めない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、指定便利用日から起算して15日を経過する日までに山形県電子申請システム（やまがたe申請）による申請または交付申請書（様式第1号）を協議会に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協議会は交付申請書の提出があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であること、かつ提出のあった各関係団体等に相談内容等を確認した上で交付を決定する。

(助成金交付)

第8条 協議会は、第6条の交付申請書の提出があった場合、確認の上受理し、当該申請のあった助成金を、原則として30日以内に交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 協議会は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付が取消された場合においては、既に交付されている助成金について、協議会が指定する期日までに、遅滞なく協議会に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

	対象分野	対象者	必要添付資料
1	関係人口 創出事業 等	国、山形県、庄内地域各市町、民間企業が行う関係人口創出事業に関するセミナーやイベントに参加する者。 (民間企業のイベントは国や自治体等の共催や後援を受けて実施するものが対象)	セミナー、イベント等への参加実績を証明する資料 ※ビジネス、業務による参加・出席は対象外
2	移住定住	移住を検討し、庄内地域各市町の移住担当窓口にご相談する者。	無し。 ただし、相談時に、各市町行政窓口担当者の氏名を確認し、申請時入力すること。 ※引越し・転居利用は対象外
3	就職活動 等	庄内地域の企業等への採用試験、面接、インターンシップ等の就職活動を行う者。(公務員試験も対象) または、県内に就業することが明示された求人に応募する者	就職活動の状況がわかる資料 (受験票、紹介状の写し、インターンシップの場所・期間等が記載されたもの等) ※引越し・転居利用は対象外
4	婚活事業 等	庄内地域各市町及び民間企業等が行う婚活支援事業等に参加する者 (民間企業のイベントは国や自治体等の共催や後援を受けて実施するものが対象)	セミナー、イベント等への参加実績を証明する資料
5	農業等就業者	県内に就農することが明示された求人に応募し、1日以上(短時間も可)就労する者	求人票及びそれに類するもの 就労先からの就労証明書 ※親類・知人等が雇用主となる農業就労は対象外